

【発表データ作成にあたって】

本学会主催の催事において、特に WEB 開催となる場合は、ご発表内容が一定期間 Web 上（各催事ウェブサイト、本学会生涯教育 WEB 講座等）にアップされる為、著作権や肖像権を理解した上で発表スライドを作成する必要があります。発表スライド制作時には著作権、肖像権を順守してください。

- 著作権とは

文章・音楽・画像・動画の4つで、個人や組織の作成物に対して権利が発生します。許可なくコピーしてスライドに掲載したり、購入した音楽をスライドの動画などに載せたりすることは禁止されております。また、第三者の著作物を引用する場合には、以下のルールを順守してください。

【引用のルールの概要】

- ▶ 公表されている著作物であるという前提があること
- ▶ 自らの研究・発表に際して当該著作物を引用する必然性があること
- ▶ URL やサイト名、記事のタイトルなどの出典を明記すること
- ▶ 引用内容を変更しないこと
- ▶ 明確に引用していると区分できる書き方をすること
- ▶ （カギ括弧で括る、背景をつける、書体を変える、など）
- ▶ 引用する側と引用される側が、質的・量的に「主」「従」の関係にあること。

- 肖像権とは

個人の顔や姿に対して発生する権利です。発表スライドに個人の顔写真などを載せる場合は、その個人から許可を得る必要があります。

著作権、肖像権をご理解いただき、スライド制作をお願いいたします。